

第6次大阪府文化振興計画【概要】

第1章 計画の策定に当たって

【策定趣旨】

- これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、文化芸術を取り巻く状況の変化などを踏まえて策定
- 政治・経済のみならず、文化芸術の分野においても首都圏への一極集中が進み、今後さらなる少子高齢化や人口減少が想定される中、先人が築いてきた文化を維持・継承するのみならず現在の文化芸術の担い手・将来の担い手となる次世代・文化芸術の受け手でもある府民の誰もが、文化芸術を通じて自分らしくいきいきとした人生を送ることができる都市、かつ国内外からも文化芸術に触れ交流することを目的に多くの人々が集う都市となるよう、文化芸術の振興と共創に力強く取り組む

【位置付け】

- 大阪府文化振興条例に基づく「文化の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための計画」
- 文化芸術基本法に規定される「地方文化芸術推進基本計画」としても位置付け

【計画期間】

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

【文化芸術の範囲】

- 条例において、以下のとおり規定
芸術、伝統芸能、上方演芸、生活文化、地域文化、国民娯楽、文化財

【文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの）】

- ・「文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定
- ・文化財保護法の一部改正 ・博物館法の一部改正
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」の策定
- ・「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」の公表
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復及び今後への懸念
- ・人口減少及び少子高齢化の進行・人口構造の変化
- ・デジタル技術の急速な進展と文化芸術分野への影響
- ・大阪・関西万博の開催 ・訪日外客数の増加
- ・文化施設の新規開業やリニューアルオープン、大規模な都市開発など

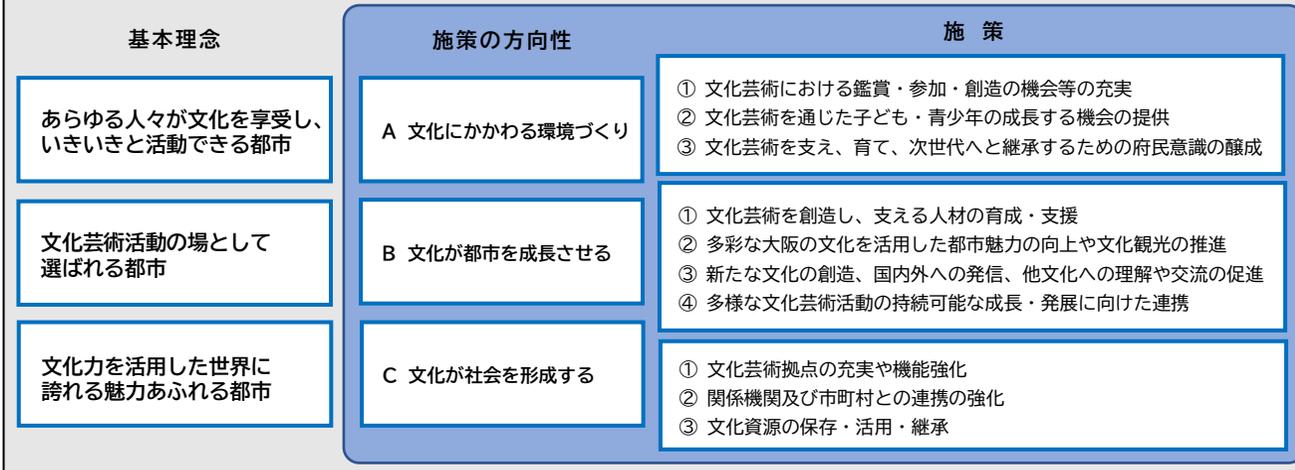
第2章 計画の基本的な考え方、第3章 施策の具体的取組

【イメージ図】

【めざす将来像】「文化共創都市 大阪—多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ—」

一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、年齢・障がいの有無・経済的な状況・居住する地域・国籍などにかかわらず、等しく大阪の文化芸術を創っていく

文化芸術活動を通じて、誰もが自分らしく、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができる都市へ



第4章 計画の推進に当たって

【府の役割】

- 府民や文化芸術活動を行う者等の自主性や創造性を尊重し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民等と協働して文化芸術の振興に関する施策に取り組む

【推進体制、進捗管理】

- 府民や文化芸術の担い手、府内市町村などに本計画を幅広く周知するとともに、庁内関係部局とも連携し、施策を総合的かつ計画的に推進
- 計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進捗管理と評価を実施
- 各施策・事業の評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果について大阪府市文化振興会議に報告
- 大阪府市文化振興会議では、この報告や指標の状況等を踏まえ計画全体の進捗状況を把握し、重要な施策等について審議

【大阪アーツカウンシル】

- これまでの実績を踏まえながら、文化芸術の担い手を支援し、大阪の文化力の更なる向上につなげるため、引き続き「評価」「審査」を中心として「調査」や「企画」を強化して取組内容の質を高め、積極的に発信

【評価・検証】

- 「施策の方向性」ごとに指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施
- 指標は、その内容の達成を主たる目的とするものではなく計画を評価・検証しフォローアップと改善を行う際のものとして位置付ける
- 評価・検証は、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、指標に基づく全体の状況をもとに進捗を適切に把握

第5章 資料編

- 文化芸術基本法、大阪府文化振興条例、大阪府市文化振興会議委員名簿 など